

参 与

おはようございます。

委員の皆様並びに推進委員の皆様におかれましては、公私ともに大変お忙しい中、お集まりくださいますありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから第22回大仙市農業委員会総会を開催いたします。

(午前9時30分 開会)

参 与

初めに、会長がご挨拶申し上げます。

(会長挨拶)

参 与

ありがとうございました。

それでは、会議に先立ち、出席委員数をご報告させていただきます。欠席の届け出が6番、佐々木忠永委員、14番、判田勝補委員から提出されてございます。それと、15番、田村誠市委員、16番、三浦功委員が若干おくれるとのことでございます。ただいまの出席者数は農業委員20名、最適化推進委員10名となっております。会議規則第9条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。

それでは、私から、2月7日総会から本日までの業務報告を申し上げます。

お手元に配付してございます平成31年3月総会までの業務報告書をご覧ください。

2月7日の日でございますけれども、第21回農業委員会総会を委員22名、推進委員4名の出席をいただき、ここ神岡農村環境改善センターにおいて開催してございます。

翌2月8日でございますけれども、第2回市町村農業委員会事務局長会議が秋田市、ルポールみずほで開催され、私が出席しております。

2月14日には、大仙市農業再生協議会総会が大曲庁舎で開催され、会長が出席しております。

2月19日、農地専門委員会及び農政専門委員会が開催され、本日の総会の報告案件でございますが、平成31年度農作業標準賃金・料金表並びに農地賃借料情報について、それぞれを協議してございます。

2月21日でございますけれども、神岡支所において、委員8名の出席をいただきて広報専門委員会を開催してございます。内容については、4月1日発行の農業委員会だより第15号の内容についてでございます。

2月25日には、農用地利用調整会議を会長、推進委員11名の出席をいただき神岡福祉センターで開催し、今回の総会に上程する農業経営基盤強化促進法による案件について審議してございます。

同じく25日でございますけれども、秋田県農業会議第35回常設審議委員会、秋田県農業会議第16回理事会がアキタパークホテルで開催され、会長が出席しております。

それと、3月1日でございますけれども、広報専門委員会が委員8名の出席をいただき、先ほどの農業委員会だより第15号の最終校正ということで行ってございます。

以上が主な業務報告でございます。

それで、会議に入る前でございますけれども、今回皆様にお配りしている総会資料で欠番が生じてございます。ひとまず訂正のほうよろしくお願いたします。

第22回総会議案書別冊と書いてある薄くとじてあるもの、その5ページをお開き願います。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について







立地基準における許可基準を満たしているものと判断いたしました。

また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

なお、申請面積が500平方メートルを超えておりますが、当該地が不成形であること、また、高低差があり、住宅建築のためには盛り土、のり面仕上げが必要となることから、転用面積は妥当であるものと考えております。

- |      |  |
|------|--|
| 議 長  | 事務局から説明が終わりました。<br>これより現地調査された委員から補足説明がありましたらお願いいたします。<br>案件1番についてお願いします。  |
| 伊藤委員 | 4番、伊藤でございます。<br>去る2月26日に事務局と現場を確認しましたところ、先ほどの事務局の説明のとおりでございます。<br>ひとつよろしくご審議のほどお願いします。   |
| 議 長  | ありがとうございます。<br>案件2番についてお願いします。   |
| 茂木委員 | 3番、茂木です。<br>2月25日、事務局と一緒に現地のほうを確認いたしました。<br>場所はちょうど旧国道のすぐ脇で、道路から大体50センチから70センチくらい下がっておりました。周りには何ら迷惑をかけるような状況でもありませんし、問題ないと思います。<br>定住促進のためにも、ひとつよろしくご審議お願いします。 |
| 議 長  | ありがとうございます。  |
| 参 与  | 現地調査、大変ありがとうございました。<br>それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。  |
| 議 長  | 質疑に入ります。<br>質疑ございませんか。<br>(なしの声)   |
| 議 長  | ないようですので、これより採決いたします。<br>議案第2号について、原案のとおり決定することについて賛成の方は挙手をお願いします。<br>(賛成者挙手)  |
| 議 長  | ありがとうございます。<br>全員賛成ですので、議案第2号の「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。   |
| 議 長  | 次に、議案第3号の「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。  |
| 参 与  | 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について<br>農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。<br>平成31年3月7日提出   |



議 長

事務局からの説明が終わりました。  
これより現地調査された委員から補足説明がありましたらお願いいたします。  
案件1番についてお願いします。

佐藤委員

23番、佐藤です。

この件につきましては、農振の関係もありまして、昨年11月21日に伊藤委員、それから佐々木推進委員と3名で現地へ行きまして説明を受けてございます。先ほど、事務局のほうからの説明もありましたとおり、私たちが一番心配したのは、採草地に造成するというので、やはり河川、それから、農地に影響がないのかなということが一番心配でしたけれども、その場所でも、計画どおり、あと説明されたとおり、万全の対策をするということでありました。

もう一点は、ここから1キロほど離れたところに〇〇〇〇という集落があります。その人たちとの感じはどうなのかなということについて聞いてみましたら、それにつきましては、4月から3回ほど説明会を開催しているということでありました。また、盛岡に同規模の施設があるということで、研修視察も行っているということで、地域の皆様からは理解と協力をいただいたということでもございましたので、以上2点におきまして審議をよろしくお願ひしたいと、このように思います。

議 長

ありがとうございました。

参 与

現地調査、大変ありがとうございました。  
それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長

質疑に入ります。  
質疑ございませんか。  
(なしの声)

議 長

ないようですので、これより採決いたします。  
議案第3号について、原案のとおり許可相当と決定することについては、賛成の方は挙手をお願いします。  
(賛成者挙手)

議 長

ありがとうございます。  
全員賛成ですので、議案第3号の「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、原案のとおり許可相当として知事に送付することに決定しました。

議 長

次に、議案第4号の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

参 与

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について  
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。  
平成31年3月7日提出  
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議 長

議案第4号16番から20番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。  
本案件は、〇〇〇、〇〇〇〇〇〇の関係議案につき、会議規則第28条の規定により、〇〇〇〇の退席を求めます。





- 議 長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。  
質疑ございませんか。  
(なしの声)
- 議 長 ないようですので、これより採決いたします。  
議案第4号21番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(賛成者挙手)
- 議 長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、議案第4号21番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は原案のとおり承認することに決定しました。  
○○○、○○○○の入場を求めます。  
(○○○○ 入場)
- 議 長 議案第4号22番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。  
本案件は、○○○、○○○○○○○の関係議案につき、会議規則第28条の規定により、○○○○の退席を求めます。  
(○○○○ 退席)
- 参 与

22番を説明します。  
利用権設定期間満了に伴う更新です。  
利用権を設定する農地は、田1筆、面積が○○○○○○○○○○○○○○○○です。  
設定期間は5年、10アール当たりの賃借料は○○○○○○○○○○○となっております。  
本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

- 議 長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。  
質疑ございませんか。  
(なしの声)
- 議 長 ないようですので、これより採決いたします。  
議案第4号22番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(賛成者挙手)
- 議 長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、議案第4号22番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。  
○○○、○○○○の入場を求めます。  
(○○○○ 入場)
- 議 長 次に、議案第4号1番から15番及び23番から179番並びに181番から196番までの「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。



55ページから57ページの56番と57番について関連がありますので、一括で説明いたします。どちらも新規の利用権設定です。

初めに、55ページから56ページの56番をごらん願います。

利用権を設定する農地は、大仙市神宮寺○○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○○○○○○○、ほか田15筆、合計面積○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。

利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○、59歳です。

次に、57ページの57番をごらん願います。

利用権を設定する農地は、大仙市神宮寺○○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○○○○○○○、1筆です。

利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○、59歳です。

56番、57番両案件の利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○、65歳、認定農業者の方です。

申し出理由といたしまして、56番と57番の農地は昨年まで利用権設定により他の方が耕作しておりましたが、このたび、返還されたため、近隣を耕作している○○○○に耕作のお願いをしたところ、経営規模の拡大を図っている○○○○がこれに応じてくれたものです。

設定期間はいずれも5年で、10アール当たり賃借料は56番が○○○となっておりませんが、○○○、○○○、○○○○○○○○○及び案件57番については宮田福嶋地区圃場整備事業の計画地であり、翌年からメイン工事やこれに付帯する工事が順次行われる予定となっており、水稻の作付けができない状況となるため使用貸借となっております。

116ページ、143番をごらんください。

利用権を設定する農地は、大仙市戸地谷○○○○○○○○○、台帳、現況ともに田の○○○○○ほか田3筆、合計田4筆、面積○○○○○○○○○です。

新規の利用権設定です。

利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○、71歳、利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○、74歳、認定農業者の方です。

理由といたしましては、○○○○は体調不良のため経営規模の縮小を考えていました。そこで、昔からの知人である○○○○に耕作のお願いをしたところ、○○○○がこれに応じてくれたものです。

設定期間は10年、賃借料は10アール当たり○○○○○○○です。

なお、賃借料がやや低く設定されていますが、借受人の自宅と農地が離れていて耕作不便であることから、貸付人の○○○○は使用貸借での利用権設定を考えておりましたが、借受人の○○○○と協議し、この金額で両者が合意したものであります。

続きまして、128ページ、166番から179番及び181番から196番までを説明します。

農地中間管理機構を活用する利用権の設定で、受け手は全て秋田市山王4丁目1番2号、公益社団法人、秋田県農業公社です。

案件の詳細については、農地中間管理事業秋田県農業公社借り受け案件という別冊を作成しておりますので、そちらをごらん願います。

内容につきましては総括的な説明をさせていただきますので、ご了承願います。

利用権を設定する農地は、166番の大仙市東川○○○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○○○○○ほか田267筆、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、畑11筆、○○○○○○○○○○○、合計279筆、面積○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。

利用権を設定する方は、166番の○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○ほか29件で、地域農業の集団化への協力及び兼業、高齢による労力不足等で貸し付けを希望している方です。

設定期間は全て10年2カ月となっておりますが、これは秋田県の農業地利用配分計画により、農地中間管理機構から借り受け予定者に利用権設定されている公告日までの2カ月間の差を考慮しているため、こういう期間となっております。

10アール当たり賃借料につきましては、田が使用貸借から○○○○○○○○○と幅があり、畑につ

きましても、使用貸借から一緒に貸す田と同額となっているところもあります。

なお、1件ごとの詳細につきましては、議案書別冊をご確認いただきますようお願いいたします。

議案第4号、ただいま説明いたしました37件のほかに、所有権移転11件、賃貸借権設定の新規53件及び更新85件、賃貸借権の移転1件、使用貸借権設定の更新1件がございます。今回の所有権移転における売買価格の内容につきましては、説明案件を除き、低いほうでは10アール当たり〇〇〇から〇〇〇〇〇〇〇〇と幅がございます。これは、地域の圃場の条件及び契約者双方の意向及び実情を踏まえた妥当な契約金額と推察しており、利用調整会議においてもご承認いただいたものでございます。

次に、賃貸借権設定の10アール当たりの賃借料の内容でございますけれども、説明案件を除き、低いほうでは10アール当たり使用貸借となっており、高いほうでは〇〇〇〇〇〇〇〇となつてございます。圃場等の条件や契約者双方の意向もあり、妥当な契約金額と推察してございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えてございますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- |     |  |
|-----|--|
| 議 長 | 説明が終わりました。これより質疑に入ります。<br>質疑ございませんか。<br>(なしの声)   |
| 議 長 | ないようですので、これより採決いたします。<br>議案第4号1番から15番及び23番から179番並びに181番から196番までについては、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。<br>(賛成者挙手)           |
| 議 長 | ありがとうございます。<br>全員賛成ですので、議案第4号1番から15番及び23番から179番並びに181番から196番までの「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。 |
| 議 長 | それでは、議案第5号の「農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積について」を議題とします。   |
| 参 与 | 議案第5号 農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積について<br>大仙市における農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積について検討を<br>求める。<br>平成31年3月7日提出<br>大仙市農業委員会 会長 細谷精悦      |
| 議 長 | 事務局の説明を求めます。   |
| 参 与 |  |

資料129ページをごらんください。

大仙市における農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積について、委員の皆様からご検討いただくものでございます。

次に、130ページをごらんください。

現行におきまして、大仙市の全域においては別段の面積を10アールと定められております。

提案理由でございますけれども、平成22年12月22日付で一部改正されました農業委員会の適正な事務実施についての中で、農業委員会は毎年、下限面積について検討することとなっていることから、今回、提案させていただいたものでございます。

大仙市のこれまでの経緯でございますけれども、農地パトロールなどによって遊休農地等が多く確認されました西仙北地域、協和地域、南外地域について、下限面積を農地法施行規則第17条第2項で規定されている新規就農を支援するために適当と認められる面積に設定し有効利用を図るという目的から、平成25年6月11日開催の大仙市農業委員会総会において、この3地域の別段の面積を10アールに設定し、同年7月1日から適用しております。

その後、他の地域におきまして、下限要件面積により新規就農者が給付金の申請をできなかったという事例があったことから、大仙市全域において新規就農者等の積極的な農地の有効利用を図るため、平成27年3月10日開催の大仙市農業委員会総会におきまして、大仙市全域の別段の面積を10アールと設定し、同年4月1日から適用、現在に至っております。

参考といたしまして、議案第5号、資料とありますA4、3枚ほどをごらんください。

秋田県内の別段の面積を設定している市町村の状況でございますが、平成30年4月1日現在であります。大仙市を含めまして12市町村が設定しております。

次に、平成30年4月総会から平成31年2月総会までの大仙市農業委員会、別段の面積適用件数とありますが、こちらは賃貸借が2件、売買3件、贈与9件、計14件、異動面積が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇となっております。うち新規就農者の案件は2件ありました。別段の面積の設定により恩恵を受けている農家が少なからずいるという状況でございます。

なお、資料2ページ、3ページには関連法令を添付してありますので、後ほど参考としてごらんください。

以上、簡単に説明させていただきましたが、現行の大仙市全域の別段の面積10アールの修正の必要性についてご検討していただきますようよろしくお願いいたします。

議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声)
議 長	ないようですので、これより採決いたします。 議案第5号について、大仙市では全域で別段の面積を10アールとすることに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第5号の「農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積について」は、原案のとおりすることに決定しました。
議 長	ここで、暫時休憩します。 10時40分まで。  (午前10時30分 休憩)
議 長	それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。  (午前10時40分 再開)
議 長	次に、報告第1号の「農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告について」事務局より報告願います。
参 与	報告第1号 農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告について 下記の者から、農地法第6条第1項の規定により書類提出があったので、これを報告する。 平成31年3月7日提出

大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議長 事務局より報告願います。

参与

131ページをごらん願います。

事務所の所在地、名称、代表者名の順に読み上げます。

1番、大仙市花館字下殿屋敷62番地1、有限会社キリハラプランテーション、代表取締役、桐原満。

2番、大仙市南外字平形97番地、農事組合法人大輪、代表理事、伊藤幸治。

以上、2法人から報告がありました。

詳細につきましては、132ページから138ページをごらん願います。

結果、全ての法人が農地所有適格法人の要件を満たしているものと思われまますので、報告いたします。

議長 以上、報告といたします。

議長 次に、報告第2号の「平成31年度大仙市農作業標準賃金・料金表について」を議題とします。

参与 報告第2号 平成31年度大仙市農作業標準賃金・料金表について  
平成31年度大仙市農作業標準賃金・料金表について、大仙市農業委員会専門委員会設置規定第7条に基づいて報告する。  
平成31年3月7日提出  
大仙市農業委員会農政専門委員会 委員長 渡邊敏雄

議長 渡邊農政専門委員会委員長より報告願います。

渡邊委員長

それでは、農政専門委員会における平成31年度の農作業標準賃金・料金表についてご報告いたします。

去る2月19日に農政専門委員会を開催いたしまして、平成31年度の料金表について委員の皆様からご意見を伺い、また、近隣市町村との比較等々も参考にしながら協議をいたしました。

結果としては、140ページのように決定いたしました。

ほとんどの金額は上げる要素、または下げる要素がないために本年度と同額か増額でございます。とはいえ、各委員にありましては、1項目、1項目ごとにそれぞれの意見を、あるいは協議をするという方針でいきました。結果的には、皆さんのお目通しの一番最後のところの一般作業といったところで、現在のパートあるいは県の最低賃金制等々を鑑み、若干の上乗せをいたしました。200円という金額といたしました。1日6,700円というふうに、その部分だけを改定させていただきました。

なお、消費税等につきましては現在8%の消費税ということで、これも一覧表に併記をいたしました。

なお、これまた蛇足となるのですが、10月にはプラス2%、つまり10%の消費税等々の問題がかかわってまいります。これにつきましても、今から予測をしながら表にあらわすわけにはいかないということで、恐らくは10月の発行の農業委員会にまた新たな数字を、それに伴った数字を併記していくというふうにしようかなというふうに皆さんと確認をいたしました。

以上のとおりでございますけれども、この決定内容につきましては4月1日発行の農業委員会だより第16号及び市のホームページ、それから、事務局及び各分室窓口で紙ベースで備えつけて、広く

市民の方々へ周知する予定でございます。皆様にもどうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。  
以上、ご報告とさせていただきます。

議 長	以上、報告といたします。
議 長	次に、報告第3号の「大仙市農業委員会農地賃借料情報について」を議題とします。
参 与	報告第3号 大仙市農業委員会農地賃借料情報について 大仙市農業委員会農地賃借料情報について、大仙市農業委員会専門委員会設置 規定第7条に基づいて報告する。 平成31年3月7日提出 大仙市農業委員会農地専門委員会 委員長 伊藤又エ門
議 長	伊藤農地専門委員長より報告願ひます。
伊藤委員長	

それでは、大仙市農業委員会農地賃借料情報について、私から報告いたします。

去る2月19日の午前10時から農地専門委員会を開催し、142ページから143ページのように決定いたしました。

委員会の中ではさまざまな意見が出されましたが、この情報はあくまでも強化法、農地法、そして、中間管理機構として契約された案件の昨年の平均額、そして、最高額、最低額の情報提供であります。ご理解いただきたいと思います。

全体の割引価格については昨年と同様です。平成30年は圃場整備事業の実施に伴う農地中間管理機構への貸し付け案件が多数あったため、例年と比較してデータ数が大幅にふえております。なお、この情報は4月1日発行の農業委員会だより第16号及び大仙市のホームページに掲載するほか、事務局及び各分室に紙ベースで備えつけ市民の方に周知する予定です。

以上、報告といたします。

議 長	以上、報告といたします。
議 長	これで本日の日程は全て終了しました。 そのほか、事務局から何かございませんか。
参 与	すみません、それでは、私のほうから2点ほど願ひがあります。 まず1点目でございますけれども、皆様に配付しております農地利用最適化交付金事業についてと、ホチキスをしてあるものでございます。 こちらは願ひでございます。 本年度、何回か、この最適化交付金事業につきましてご説明したところでございませぬけれども、来年度から、大仙市農業委員会ではこの交付金事業を活用することといたしております。この事業は農地利用最適化に向けた活動と成果の実績に応じて各農業委員会に交付金を交付し、これを委員及び推進委員の報酬として支給するものであります。 しかしながら、①にありますけれども、活動実績交付金の申請につきましては、活動年月日、活動時間及び活動内容がわからなければ申請ができないということになっております。そのため、委員及び推進委員の皆様からは、別添の大仙市農業委員会活動実績報告書に活動を記載し、翌月5日まで事務局または分室へ提出して下さるようお願いするというものでございます。 いろいろとお忙しいとは思ひますけれども、先ほど来、先ほど申し上げましたが、こちらがないと申請できませんので、何とぞ記録し提出して下さいますようお願い

いたします。

活動実績の中身につきましては下に書いてありますけれども、一番下でございます。箱で囲っておりますけれども、該当しない活動、それから該当する活動がございます。自分たちが活動しまして、これが該当するか、それとも該当しないのかわからないという場合は、とりあえずは全てを記載していただければと思っております。申請する際に事務局で、これは該当しない、該当するということで判断したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、2ページ目でございますけれども、成果実績交付金の申請でございますけれども、こちらは委員の皆様が活動によって成果を上げたときに、その成果が本当に農業委員会の活動によるものなのですかということを示す資料を添付しなければならないということになっております。そのため、こちらもお願ひでございますけれども、農業委員及び推進委員の皆様方が活動をして売買や賃貸借契約をまとめたという場合は、事務局または各分室にその旨をご連絡くださるようお願いいたします。事務局、分室では契約の際に、契約しに来ていただくわけでございますけれども、その際にこれは委員や推進委員の活動によって成果実績に充てたものですよと明らかにする様式を作成し、出し手さんから署名及び押印をしていただくということにしたいと思っております。

それから、成果実績でございますけれども、受け手さんが担い手でなければならぬというルールがございます。担い手かどうかかわからないという場合もあろうかと思っておりますけれども、そういう場合であっても全てご連絡いただければと思っております。

いろいろとお忙しいとは思いますが、何とぞよろしくお願いいたします。

それから、2点目でございますけれども、議案配付の際に大仙市農業委員会職員歓送迎会の開催についてという文書をお渡ししております。

3月28日、人事案件の総会が開催されますが、総会終了後、5時30分より毎年恒例の歓送迎会を開催いたしますので、ぜひとも参加していただきますようお願いいたします。なお、出欠の取りまとめでございますけれども、3月15日まで事務局、または各分室へ届出くださいますようよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

議 長

事務局長。

事務局長

ただいま、28日の件のお話がありましたけれども、次回の総会ですけれども、3月28日木曜日、恒例の農業委員会事務局職員分室職員の人事案件ということで、午後4時から開催したいと考えてございます。

後日改めて通知差し上げますが、日程調整のほうをどうかよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議 長

そのほか委員の皆さんから何かありませんか。  
足達委員。

足達委員

交付金についてですけれども、どのくらいの予算をみているのか参考までに教えていただけないでしょうか。

参 与

今の質問でございますけれども、4月総会の際には推進委員全員招集しますので、そのときに、より詳細にお話ししようかと思っておりますけれども、予算ですが、おっしゃられている今、議会中でございます、ちょっとどうかは思ったのですが、来年度予算にしまして2,800万を検討しております。それだけです。ですので、残り少ないと、ちょっといかがかなと思っておりますので、ぜひとも活動、それから成果については、特に圃場整備に関連して集積をしたというような地域があ



りましたら、積極的に委員、推進委員の皆様が間に入りまして集積していただきますよう、よろしくお願いいたします。

足達委員

平均すると、どの程度の交付金になりますか。

議長

事務局長。

参与

すみません、今の足達さんのお話で、ちょっと補足させてもらいますけれども、来年度予算2,800万、かなりというか、膨大な額を予算計上しています。これは2,800万が必ず来るというのではなくて、考えられる想定を、最大のマックスを見てございます。というのは、仮に、これ、マックスを見ないで、例えば半分にするとか、初めてだから3割ぐらいじゃないかとかというような予算計上をすると、それ以上になった場合に年度末の申請ということになりますので、うちのほうの補正対応も間に合わないというようなお話で、とりあえずは満額、マックス、一番かかる場合で2,800万きますということで、皆さんのほうの活動を伝えていただくと、それなりに報酬としてお金がいきますので、忘れないように記載していただきたいなど。もらえるものは全部もらいたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

議長

ほかにありませんか。  
渡邊委員。

渡邊委員

会議が終わったから言いますが、先ほど、賃金等でも言ったけれども、10月からの消費税の上がり方というのと、これについて、実は一番影響があるのが第1次産業、我々百姓です。ちょうどいろんなものが、農作物が収穫されて、そして、いよいよ今度は支払う、今まで全部ほとんどの人方がそうだと思うのですが、秋払いが相当数あるんです。それから、来年に向けて、今の問題でも機械が壊れた場合も、今度、10月をまたいだ場合の問題がすごく浮上してくるわけです。農産物についてもだけれども、10月を超えた時点でもう2%も上がっているというような状況も出てくるわけです。これは正直言って、我々、第1次産業にかかわる日本全国の皆さん、百姓の皆さんがちょっとこれは我々を助けてくれと言うような声を上げて行こうと考えているようです。そして、わしらも、もうちょっと時間があるわけですが、こういったことがあちこちで声が上がってきて、そして、これはちょっと特異な問題でないかと、何で10月なのかと。これは前々から政官財界で問題があって、こういった経過になったかというんだけれども、何で10月の一番困ってお金の出入りするこの時期にやらなければならないのか、たとえば時期をずらして一次産業の従事者に対しては例えば正月からとかしてくれれば、まだいくらか理解できるけれども、ここのところ、まだあやふやな面がものすごくあるわけです。例えば、わかっているとおり、今、皆さん、我々も含めて、注文しています。支払いはとなったときに、10月の末でとか、11月に入るとか、いった言葉を出していると思うんです。正直なやり方です。決裁すればいろんなことがあるかと思う。これを、申しわけないけれども、ここにいらっしゃる方々、相当数のお百姓です。この制度はものすごく大きいわけです。こんなところに行行政も絡めて、うちらも何らかの相談窓口をふやして、そして、声を何ぼかも上げていって理解というか、我々が理解できるような税制への取り組み方といったものと呼びかけていくのはどうかと思います。無駄な抵抗になるかもしれませんが、黙っているならば、ちょっと待ってくれというふうなことの声をそれぞれに共有しながら、今後、いろんな会議のところで声を出していただければなど。何らのところがあるだろうけれども、とめようがないかもしれないけれども、我々の立場といったものを何かの場合にどうか、それで、私もそうですが、皆様方も同じような声を上げていただければなどというふうに思います。

議 長

貴重な意見ありがとうございます。  
ほかにありませんか。  
(なしの声)

議 長

ないようですので、以上をもちまして、第22回大仙市農業委員会総会を閉会します。  
本日はご苦労さまでした。

(午前10時53分 閉会)